

4月企画運営委員会次第

日 時 平成 26 年 4 月 10 日(木)15:00～
場 所 県社会福祉会館 2 階 第 1 会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 新企画運営委員会への辞令交付
 - (2) 平成 25 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - (3) 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - (4) 第 48 回神奈川県保育事業大会の開催について
 - (5) 第 55 回関東ブロック保育研究大会について
 - (6) その他
 - ・「全保協会員保育所等の範囲に関する規定」の改正について
 - ・くらし解決「どう変わる？保育所の仕組み」
 - ・平成 25 年度版食育取組事例集の公表について
 - ・子ども・子育て支援新制度に向けた要望
 - ・避難階段等の構造の例（平成 14 年改正時の資料）
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

○企画運営委員会歓送迎会

ホテルキャメロットジャパン地下 1 階「ジャクリーン」

※5 月企画運営委員会(予定)

平成 26 年 5 月 15 日(木)14:30～ 県社会福祉会館 2 階第 1 会議室

平成 26 年度

一般社団法人神奈川県保育会

総 会 資 料

日 時 平成 26 年 4 月 26 日 (土)

11:10~

場 所 神奈川県社会福祉会館 4 階

第 1・2 研修室

一般社団法人神奈川県保育会

横浜市神奈川区沢渡 4-2

神奈川県社会福祉会館内

総 会 次 第

- 1 開 会
- 2 理事長あいさつ
- 3 議長選出
- 4 議事録署名人の選任
- 5 議 事
 - (1) 議 案
 - 第1号議案 一般社団法人神奈川県保育会役員の改選について
 - (2) 報告事項
 - ア 平成 25 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について
 - イ 平成 25 年度会計監査報告について
- 6 質 疑
- 7 閉 会

[報告事項 ア]

平成 25 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告

平成 25 年度は、平成 27 年度から施行される子ども・子育て支援新制度の実施に向け、国や各地方自治体で「子ども・子育て会議が」設置され具体的な検討がなされてきました。本会としても 7 月には県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員の連絡協議会において、国の子ども・子育て会議で検討されている「認定こども園保育要領（仮称）の検討に係る合同会議」委員である白梅学園大学名誉教授民秋 言氏をお招きして勉強会を開催いたしました。

神奈川県企業庁から県営水道についての減免制度見直しが提案されましたが消費税の引き上げなど経営状況の厳しい中減免制度の継続を求める意見書を 11 月に提出いたしました。

このほか 25 年度は年間事業計画に基づき、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施、保育園利用者相談室の運営等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

[年間月別主な活動実績]

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰選考委員会(9日・火) ・平成 24 年度決算監査(9日・火) ・企画運営委員会・部会(11日・木) ・第 47 回神奈川県保育事業大会・総会(27日・土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県社協新任保育士激励会(6日・土)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(23日・木) ・全保協会長表彰選考委員会(28日・火) ・保育園利用者相談室運営委員会 (29日・水) 	<ul style="list-style-type: none"> ・全保協協議員総会(15日・水)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・企画運営委員会・部会(13日・木) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価・保育所の評価研修会前期Ⅰ (9日・火) ・企画運営委員会・部会(25日・木) ・県市町村児童福祉主管課長と委員との連絡協議会 (25日・木) ・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議 (30日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関東ブロック保育研究大会(11～12日) 群馬県 ・食育推進研修会(22～23日)
8		<ul style="list-style-type: none"> ・小田原市保育事業大会(31日・土) ・保育所長専門講座Ⅱ(5～7日)

9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園利用者相談室研修会Ⅰ（10日・火） ・ 企画運営委員会・部会(12日・木) ・ 自己評価・保育所の評価研修会前期Ⅱ（18日・火） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東ブロック保育事業連絡協議会（19～20日）千葉市 ・ 保育所長専門講座Ⅲ(25～27日)
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画運営委員会・部会(24日・木) ・ 保育園利用者相談室運営委員会（30日・水） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間保育園大会(22日)
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算対策協力金活動(～12月25日) ・ 子ども・子育て新制度の動向研修会（7日・木） ・ 自己評価・保育所の評価研修会後期Ⅰ（11日・月） ・ 保育園利用者相談室運営委員会（14日・木） ・ 自己評価・保育所の評価研修会後期Ⅱ（18日・月） ・ 「保育かながわ」80号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国保育研究大会(9～11日)名古屋市 ・ 横須賀市保育事業大会(16日)
12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画運営委員会・部会(6日・金) ・ 保育の日前夜祭(6日・金) ・ 保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議（16日・月） ・ 保育園利用者相談室研修会Ⅱ（16日・月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県保育の日(7日・土) ・ 全国保育組織正副会長等会議(12～13日)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画運営委員会・部会(9日・木) ・ 保育所食育研修会(28日・火) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所長専門講座Ⅰ(20～21日)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会（13日・木） ・ 企画運営委員会・部会(13日・木) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会(13日・木) ・ 企画運営委員会・部会(13日・木) ・ 定時総会(13日・木) ・ 「保育かながわ」81号発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全保協協議員総会(13日・木)

【主要事業の実績】

1 総会

(1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・ 開催日 平成25年4月27日(土)
- ・ 会場 県社会福祉会館

- ・参加者 出席会員 85、委任状出席 87、合計 172。(全会員 300、出席率 56.9%)
- ・議 題(報告事項)
 - ・平成 24 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算について

(2) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 26 年 3 月 13 日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 30 名、委任状出席 160 名、合計 190 名。(全会員 300、出席率 63.3%)
- ・議 題(議案・報告事項)
 - ・平成 26 年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び予算案について

2 理事会

(1) 第 1 回理事会

- ・開催日 平成 26 年 2 月 13 日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
 - ・3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - ・平成 26 年度事業計画及び予算(案)について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会事務局職員について

(2) 第 2 回理事会

- ・開催日 平成 26 年 3 月 13 日(木)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
 - ・3 月定時総会の開催について
 - ・4 月定時総会への提出議題等について
 - ・平成 25 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算見込について
 - ・4 月定時総会の開催通知について
 - ・一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
 - ・第 48 回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)について

3 行 事

(1) 第 44 回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成 25 年 4 月 27 日(土)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 500 名
- ・内 容
 - 第 1 部 式典 保育事業永年勤続表彰者 41 名

記念品贈呈(叙勲、藍綬褒章、厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者) 7
名

第2部 分科会

第1会場 家庭や地域との連携による食育の推進

- ① 楽しい食育遊び ～身近な材料を使つての手作り玩具～
- ② 0～2歳児の食育を考える 「楽しい食事をするためには」

第2会場 公立保育所の使命と地域社会での役割

- ① 公立保育所の使命と地域社会での役割
ーふれあいとささえあいのある子育てー

「フリー発表テーマ」

- ② 保育者の資質向上を図る
ー保護者アンケートからみえてきたものー

第3会場 「フリー発表テーマ」

- ① 生活のリズムを考える～子どもの豊かな育ちを支える～
- ② 運動遊び
- ③ 「子どもの体力向上を考える」

(2) 県市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・開催日 平成25年7月25日(木)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 47名
- ・内容 (1)子ども・子育て支援新制度について
「認定こども園制度が問いかけるもの ～今求められる保育のあり方～」
白梅学園大学 名誉教授 民秋 言 氏
- (2)意見交換会

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成25年12月6日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 106名
- ・内容 県保育賞、叙勲、厚生労働大臣表彰、神奈川県県民功労章受賞者の祝賀会(11名)
アトラクション 「クラシック・ミニコンサート」
バリトン 今村 雅彦 さん
ピアノ伴奏 尾崎 和子 さん

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴

う公益性の確保の観点から、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の呼び掛けを行いました。

(1) 自己評価・保育所の評価前期

- ・開催日 ① 平成 25 年 7 月 9 日(火)
② 平成 25 年 9 月 18 日(水)
- ・会場 ① 県社会福祉会館 2階ホール
② ユニコムぷらざ さがみはら
- ・受講者 ① 93 名 (うち横浜市 7 名)
② 77 名 (うち横浜市 4 名、相模原市 13 名)
- ・研修テーマ 「保育所全体で自己を振り返り、保育所の特性を再確認し保育所の質の向上を高める」

東京家政大学 教授 増田 まゆみ 氏

(2) 自己評価・保育所の評価後期

- ・開催日 ① 平成 25 年 11 月 11 日(月)
② 平成 25 年 11 月 18 日(月)
- ・会場 ① 県社会福祉会館 2階ホール
② ユニコムぷらざ さがみはら
- ・受講者 ① 60 名 (うち横浜市 4 名)
② 58 名 (うち横浜市 1 名、相模原市 8 名)
- ・研修テーマ 前期の研修をもとに講義や演習を行い具体的に自己評価・保育所の評価について学び合い、その成果を保育所に持ち帰り保育所にあった自己評価づくりを行う

① 千葉明德短期大学 准教授 石井 章仁 氏

② 東京家政大学 教授 増田 まゆみ 氏

(3) 子ども・子育て新制度をめぐる動向研修

- ・開催日 平成 25 年 11 月 7 日(木)
- ・会場 県社会福祉会館 2階ホール
- ・受講者 99 名 (うち横浜市 8 名、相模原市 10 名)
- ・研修テーマ 「保育の質の向上のために
—子ども・子育て支援新制度をめぐる動向とともに—」

東京大学 教授 秋田 喜代美 氏

(4) 保育所食育研修会

- ・開催日 平成 26 年 1 月 27 日(木)

- ・会 場 県社会福祉会館 2階ホール
- ・受講者 102名（うち横浜市20名、川崎市8名、相模原市5名）
- ・研修テーマ 「食物アレルギーの基礎知識の理解を深める」

独立行政法人国立病院機構 相模原病院臨床研究センター
管理栄養士 林 典子 氏

5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」を、年2回（第80号、第81号）発行しました。
また、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な 伝達・情報提供を行いました。

更に、ホームページを随時更新し、総会資料や企画運営委員会資料等を迅速に掲載するなどして、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等（800部）

6 「保育園利用者相談室」の運営

平成25年は第三者委員5名、運営委員5名の体制で、相談の直接対応や相談室事業の企画・実施を担当する運営委員会制度を中心に次の事業を積極的に推進してきました。また、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開いております。

- (1) 運営委員会の開催(5回開催)
- (2) 第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)
- (3) 研修会の開催

○ 第1回研修会

- ・開催日 平成25年9月10日(火)
- ・会 場 県社会福祉会館 2階ホール
- ・受講者 92名(会員以外の有料参加者4名を含む)
- ・研修テーマ 「苦情解決に関する受付・対応・対処方法
～他の社会福祉施設から学ぶ自園の問題と課題の整理～」
(社福)常成福祉会専務理事 藤村 和静 氏

○ 第2回研修会

- ・開催日 平成25年12月16日(月)
- ・会 場 万国橋会議センター401・402会議室
- ・受講者 90名(会員以外の有料参加者2名を含む)
- ・研修テーマ 保育所で起こりうる6題の事例をもとに、ロールプレイングを行うとともに、役割ごとの気づきについて発表する。
(第三者委員 草光 純二氏、祖父江 照男氏 宮田 丈乃氏、

小川 晃氏)

(4) 会員の新規募集、会員証の発行

(5) 会員への情報提供、参考図書配布

25年度の参考図書 「自我の芽生えとかみつき～かみつきからふりかえる保育～」

北九州保育士会編著 八木義雄監修

7 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区分	開催回数	協議事項
企画運営委員会	11回	・事業計画に基づく各種事業の企画・実施 ・新たな保育課題の協議と対応等
正副理事長・理事 会議	10回	・企画運営委員会提出議題の協議・検討 ・緊急・重要課題の協議・検討 ・新たな保育課題の協議と対応等
表彰選考委員会	2回	・県保育会理事長表彰候補者の審査・決定 ・全保協会長表彰候補者の審査・決定

専門部

区分	開催回数	協議事項
総務部 予算対策部 研修部 広報部 調査研究部	必要に応じ て開催	・各部の課題について協議・検討

専門委員会

区分	開催回数	協議事項
公立保育所専門 委員会	企画運営委 員会開催日	・地域における公立保育所の役割及び保育の質を高め る取り組みについて協議・検討を行った
食育推進委員会	必要に応じ て開催	・保育園給食の業務委託について、実践園の訪問イン タビューを行い、その利点と課題について検討を行っ た。
民間保育所経営 問題専門委員会	必要に応じ て開催	・民間保育所の経営について意見交換の柱とし、特に 最低基準や人材の確保等について検討した。

8 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただきました。

平成25年度神奈川県保育会収支決算

収入済額 15,894,064 円
 支出済額 15,248,601 円
 差引残額 645,463 円

【収入の部】 (平成25年4月1日～平成26年3月31日まで) (単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,540,000	7,614,500	74,500	
	会員会費	5,400,000	5,454,500	54,500	会員300園
	相談室会費	1,640,000	1,660,000	20,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		3,823,000	3,822,000	△ 1,000	
	県補助金	2,773,000	2,772,000	△ 1,000	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,700,000	1,756,000	△ 944,000	
	諸研修会収入	1,500,000	662,000	△ 838,000	自己評価、新制度、食育
	行事収入	1,200,000	1,094,000	△ 106,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,850,000	1,676,372	△ 173,628	
	予対協力金収入	1,500,000	1,379,252	△ 120,748	
	保険会社協力収入	350,000	297,120	△ 52,880	AIU
雑収入		454,000	320,832	△ 133,168	
	雑収入	450,000	320,588	△ 129,412	大会祝金、全保協組織推進費他
	預金利子	4,000	244	△ 3,756	
繰越金		557,000	704,360	147,360	
	繰越金	557,000	704,360	147,360	
	合計	16,924,000	15,894,064	△ 1,029,936	

【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		6,730,000	6,219,247	510,753	
	人件費	6,100,000	5,680,775	419,225	給与、手当、法定福利費
	旅費	20,000	14,710	5,290	職員交通費
	福利厚生費	40,000	44,486	△ 4,486	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	250,000	163,520	86,480	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	150,000	135,695	14,305	
	慶弔費	150,000	160,061	△ 10,061	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		870,000	783,706	86,294	
	總會費	60,000	37,240	22,760	總會資料等
	会議費	200,000	136,206	63,794	
	委員会旅費	450,000	440,760	9,240	
	連絡調整費	160,000	169,500	△ 9,500	関係団体諸祝金等
事業費		4,130,000	3,599,487	530,513	
	県大会費	600,000	521,890	78,110	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	288,139	61,861	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,300,000	1,510,378	△ 210,378	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,600,000	1,029,140	570,860	
	会報発行費	180,000	161,740	18,260	保育かながわ80・81号
	ホームページ経費	100,000	88,200	11,800	
研修・研究費		1,600,000	1,105,463	494,537	
	研修費	1,500,000	1,012,163	487,837	自己評価、新制度、食育
	調査研究費	100,000	93,300	6,700	
活動費		450,000	337,640	112,360	
	予対活動費	350,000	312,810	37,190	全保協納入等
	専門委員会活動費	100,000	24,830	75,170	
負担金・補助		3,103,000	3,039,718	63,282	
	全保協・関プロ	1,550,000	1,530,280	19,720	
	県社協	250,000	206,919	43,081	
	事務所使用料	53,000	52,519	481	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		41,000	163,340	△ 122,340	
	予備費	41,000	163,340	△ 122,340	役員変更手続き
	合計	16,924,000	15,248,601	1,675,399	

貸借対照表

平成26年3月31日現在

科 目	金 額 (円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
普通預金	434,107		
ゆうちょ銀行振替口座	211,356		
流動資産合計		645,463	
2 固定資産			
固定資産合計		0	
資産の部合計			645,463
II 負債の部			
流動負債		0	
固定負債		0	
負債の部合計			0
III 正味財産の部			645,463

正味財産増減計算書

2013(平成25)年4月1日から2014(平成26)年3月31日まで

科 目	金 額 (円)		
I 増加原因の部			
1 会費収入		7,614,500	
会員会費	5,454,500		
相談室会費	1,660,000		
準会員会費	500,000		
2 補助金収入		3,822,000	
県補助金	2,772,000		
県社協補助金	550,000		
共同募金補助金	500,000		
3 事業収入		1,756,000	
諸研修会収入	662,000		
行事収入	1,094,000		
4 協力金収入		1,676,372	
予対協力金収入	1,379,252		
保険会社協力収入	297,120		
5 雑収入		320,832	
雑収入	320,588		
預金利子	244		
合 計			15,189,704
II 減少原因の部			
1 管理費		6,219,247	
人件費	5,680,775		
旅費	14,710		
福利厚生費	44,486		
消耗品費	163,520		
通信・運搬費	135,695		
慶弔費	160,061		
雑費	20,000		
2 総務費		783,706	
总会費	37,240		
会議費	136,206		
委員会旅費	440,760		
連絡調整費	169,500		
3 事業費		3,599,487	
県大会費	521,890		
関プロ全国大会費	288,139		
諸行事費	1,510,378		
相談室運営費	1,029,140		
会報発行費	161,740		
ホームページ経費	88,200		
4 研修・研究費		1,105,463	
研修費	1,012,163		
調査研究費	93,300		
5 活動費		337,640	
予対活動費	312,810		
専門委員会活動費	24,830		
6 負担金補助金		3,039,718	
全保協・関プロ	1,530,280		
県社協	206,919		
事務所使用料	52,519		
保育のつどい	50,000		
保育士会	1,200,000		
7 予備費		163,340	
予備費	163,340		
合 計			15,248,601
当期正味財産増加額			△ 58,897
前期繰越正味財産額			704,360
期末正味財産合計額			645,463

監 査 意 見 書

平成 25 年度一般社団法人神奈川県保育会一般会計の事業及び決算については、関係書類を審査したところ、適正に処理されていたことを認めます。

平成 26 年 4 月 8 日

一般社団法人神奈川県保育会

理事長 萩原 敬三 様

監事

小川 晃

監事

石野美保子

<参考資料>

I 平成25年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

II 一般社団法人神奈川県保育会定款

III 一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

I 平成25年度一般社団法人神奈川県保育会役員名簿

1 理事

職名	氏名(市町・保育園名)		
理事長	萩原	敬三(伊勢原市・大原保育園)	
副理事長	宮田	丈乃(横須賀市・長井婦人会保育園)	総務・事業担当 理事長職務代理者
"	伊澤	昭治(藤沢市・五反田保育園)	組織・渉外担当 相談室運営委員長
理事	岩澤	貞之(茅ヶ崎市・中海岸保育園)	総務委員長
"	高木	睦子(横須賀市・長岡保育園)	予算対策委員長
"	三崎	たずる(綾瀬市・つぼみ保育園)	研修委員長
"	山本	昇(秦野市・やまゆり保育園)	広報委員長
"	真壁	洋道(平塚市・真土すばる保育園)	調査研究委員長
"	都築	顕道(小田原市・山王保育園)	青年部会長
"	藤田	理恵(厚木市・岡田保育園)	研修副委員長 相談室運営委員
"	渡部	俊賢(横須賀市・和順保育園)	広報副委員長 相談室運営委員
"	富田	知敬(鎌倉市・オレンジ)	青年部副会長

2 監事

職名	氏 名 (市町・保育園名)	
監事	小川	晃(茅ヶ崎市・松林保育園)
"	石野	美保子(南足柄市・福沢保育園)

※ 任期は、平成24年4月28日から2年間

一般社団法人神奈川県保育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人神奈川県保育会と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を横浜市神奈川区沢渡4番地の2に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、神奈川県における保育の向上ならびにこれに従事する職員の資質の向上を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保育にかかわる調査研究に関する事業
2. 保育技術の向上と地域における次世代育成にかかわる事業
3. 保育所機能と役割を向上発展させるに必要な研修・相談事業
4. 保育従事者の地位向上と保育所運営の健全化に必要な事業
5. その他保育所の社会的責任を果たすに必要な事業
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の会員とする。

1. 正会員
 - (1) 法人設立時において神奈川県保育会の会員である保育所
 - (2) 神奈川県知事、県内中核市市長の認可した、公益を目的とする法人運営の保育所
2. 準会員
 - (1) 神奈川県保育士会
 - (2) 総会で特に認められた団体
3. 名誉会員
4. 賛助会員

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、理事長の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、この申込みがあった場合に、これを承認するときは、理事会の同意を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費及び必要な経費を支払うものとする。

2 前項の会費及び必要な経費については、別に定める。

3 準会員は、別に定められた団体負担金を納入するものとする。

4 退会し、または除名された会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。

2. 解散したとき。

3. 会費を2年以上滞納し、支払いに応じないとき。

4. 除名されたとき。

(退会)

第 9 条 当法人を退会しようとする会員は、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除名)

第 10 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及びその他必要事項を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 総会

(種類)

第 12 条 当法人の最高の意思決定機関として総会を置く。総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 13 条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事がこれにあたる。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、1 週間前までに会員に通知しなければならない。

(議決権)

第 14 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

- 2 準会員の代表は、総会に出席し意見を述べるができる。その意見は尊重されるものとする。

(決議の方法)

第 15 条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第 18 条 当法人に、次の役員を置く。

1. 理事 3名以上15名以内
 2. 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。また、理事のうちから副理事長若干名を置くことができる。

(選任)

第 19 条 理事長及び理事並びに監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任手続きについては、別に定める。

(代表理事の職務権限)

第 20 条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時

でとする。

- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬)

第 24 条 役員の報酬は無報酬とする。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行計画の策定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 総会提出議事案件のとりまとめ

(招集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、第13条第2項の規定を準用する。

(決議)

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理

事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 企画運営委員会及び専門部等

(企画運営委員会)

第 32 条 当法人の企画調整及び運営を円滑に遂行するため、地区代表委員及び保育士会代表等による企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会は、原則として毎月開催するものとし、理事長が招集して、その議長となる。

3 企画運営委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(専門部及び委員会)

第 33 条 当法人の事業を円滑に遂行するため、専門部及び委員会を置く。

2 専門部及び委員会に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 7 章 顧問

(顧問)

第 34 条 当法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応える。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 35 条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、理事会の決議を経て理事長が作成し、企画運営委員会の同意を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会の決議を経て理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、企画運営委員会の承認を経て、定時総会に報告しなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 損益計算書（正味財産増減計算書）
 5. 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 附 則

（本定款の施行）

第 39 条 この定款は、一般法人法に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

（設立時役員任期）

第 40 条 当法人の設立当初の役員任期は、第 22 条第 1 項及び第 2 項にかかわらず、平成 22 年度定時総会の日までとする。

（設立時初年度の事業計画および収支予算）

第 41 条 当法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

（最初の事業年度）

第 42 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

（設立時の役員）

第 43 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時代表理事	都築	融光
設立時理事	宮田	丈乃
設立時理事	相馬	宣正
設立時理事	榊居	祐三
設立時理事	萩原	敬三
設立時理事	石塚	達義
設立時理事	高木	睦子
設立時理事	大塚	哲朗
設立時理事	山本	昇
設立時理事	小磯	英次
設立時監事	小川	晃

設立時監事 石野美保子

(設立時社員の氏名及び住所)

第 44 条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員

- | | | |
|---|----|-----------|
| 1 | 住所 | 神奈川県小田原市 |
| | 氏名 | 都築 融光 |
| 2 | 住所 | 神奈川県横須賀市 |
| | 氏名 | 宮田 丈乃 |
| 3 | 住所 | 神奈川県中郡二宮町 |
| | 氏名 | 相馬 宣正 |
| 4 | 住所 | 神奈川県鎌倉市 |
| | 氏名 | 榊居 祐三 |
| 5 | 住所 | 神奈川県伊勢原市 |
| | 氏名 | 萩原 敬三 |

(法令の準拠)

第 45 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

本定款の施行に関し、必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

以上、一般社団法人神奈川県保育会設立のため、設立時社員 都築 融光、同 宮田 丈乃、同 相馬 宣正、同 榊居 祐三、同 萩原 敬三 の定款作成代理人行政書士永井 隆一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 21 年 11 月 6 日

設立時社員	都築 融光
同	宮田 丈乃
同	相馬 宣正
同	榊居 祐三
同	萩原 敬三

定款作成代理人

住所 横浜市神奈川区

行政書士 永井 隆一

一般社団法人神奈川県保育会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県保育会(以下「本会」という。)定款第19条第2項の規定に基づき、役員を選任手続きに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の資格)

第2条 理事は、原則として地区代表委員である企画運営委員会委員から選任する。

(理事の選任方法)

第3条 理事の選任方法は、理事会推薦及び企画運営委員会推薦とする。

(理事会推薦名簿の作成)

第4条 理事長は、理事会において、新任の企画運営委員会名簿の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による理事候補者名簿を作成する。但し、理事会が必要と判断した場合には、正会員の中から候補者を名簿に加えることができる。

2 前項の名簿は、理事候補者名簿として、企画運営委員会に提案して同意を得なければならない。

(企画運営委員会推薦理事候補の選任)

第5条 理事長は、企画運営委員会において、自薦又は他薦による理事候補者を募集して希望者が出た場合には、企画運営委員会に諮り、同意が得られた場合には、前条の名簿に加えるものとする。

(理事の選任)

第6条 理事会において作成した理事候補者名簿は、総会に提案して承認を得なければならない。

(理事会の組織及び理事長の選任等)

第7条 前条において承認を受けた理事は、理事会を組織し、理事の中から、理事長を互選又は投票等により選任し、総会の承認を得なければならない。

(役員名簿の作成)

第8条 前条において承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長及び事業別担当理事並びに職務代理者を指名して、役員名簿を作成し、総会に報告するものとする。

(監事の選任)

第9条 理事長は、理事会において、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による監事候補者名簿を作成し、総会に提案して承認を得なければならない。

(規程に定めのない事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の決議により決する

(附則)

この規程は、平成21年11月18日から施行する。

一般社団法人神奈川県保育会役員の選任手続きについて

- 現役員の任期は、4月の定時総会までとなっている。
- 今後の選任手続きは、「役員選任規程」に基づき次のとおり。

＜理事・理事長の選任＞

- ① 理事会で、新任の企画運営委員、正会員の中から、理事候補者の選考を行い、理事会推薦による「理事候補者名簿」を作成し、4月10日の企画運営委員会に提案して同意を得る。
- ② 「理事候補者名簿」は、4月26日の定時総会開催通知とともに、役員改選議案として会員に送付する。
- ③ 4月定時総会で、役員改選議案を審議。承認後、新理事会を組織し、理事の中から理事長を選任し、総会の承認を受ける。
- ④ 承認を受けた理事長は、理事の中から、副理事長、理事長職務代理者を指名し、総会に報告する。

＜監事の選任＞

- ① 理事会で、正会員の中から、監事候補者の選考を行い、理事会推薦による「監事候補者名簿」を作成し、総会の承認を受ける。

〔第4号議案〕

「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」の改正について

【提案内容】

「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」の改正（案）を作成したので、ご審議願いたい。

【説明資料等】

全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程（案）
全国保育協議会会則（案）
全国保育協議会会費に関する規程（案）

全国保育協議会会則第4条に定める 会員保育所等の範囲に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、全国保育協議会（以下「本会」という。）会則4条に定める会員保育所に関する事項を定めることを目的とする。

（会員の範囲）

第2条 本会会則第4条に定める会員の範囲は、本会会則第3条に規定する構成組織の構成員である下記の施設等とする。

- (1) 認可保育所
- (2) へき地保育所
- (3) 会員認可保育所および市町村が運営している「子育て支援センター」
- (4) 認定こども園（幼保連携型、保育所型に限る）
- (5) 小規模保育事業
- (6) 平成12年3月31日現在においてすでに全国保育協議会の会員であった上記以外の施設であり、施設または事業類型を変更しない場合

*本格施行の時期については、実際の消費税率引き上げ時期を踏まえて検討するとされており、上記本格施行の時期の記載について確認中。

付則

平成20年5月14日制定・同年5月15日施行

平成26年3月13日制定・平成27年4月1日施行

全国保育協議会会則（案）

第1章 総 則

（名称および性格）

第1条 この会は、全国保育協議会（以下「本会」という。）という。

2 本会則は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）定款第29条および組織規程に基づき設置するものである。

3 本会に全国保育士会を設置する。

（目 的）

第2条 本会は、全国の保育関係組織、機関、団体等と連絡調整、保育事業等に関する調査・研究・協議およびその実践をもって保育、子ども家庭福祉の増進に寄与することを目的とする。

（構 成）

第3条 本会は、都道府県・指定都市社会福祉協議会の保育組織またはこれに準ずる都道府県・指定都市における組織（以下「都道府県・指定都市保協」という。）をもって構成する。

（会 員 保 育 所）

第4条 本会の会員は、都道府県・指定都市保協の会員である認可保育所等とする。

（その他の会員）

第5条 本会は、所定の入会手続きを行った個人を講読会員とすることができる。

2 講読会員には、会報の講読、ホームページの閲覧、研修会への参加についてのみ、第4条に定める会員と同等のサービスを提供する。

（事 業）

第6条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都道府県・指定都市保協・ブロック及び会員保育所等の連絡・調整事業
- (2) 保育事業等の充実・発展に関する調査・研究及び資質の向上のための事業
- (3) 保育事業等の人材養成及び研修事業
- (4) 保育・子ども家庭福祉等に関わる広報事業及び情報提供事業
- (5) 社会福祉関係機関・団体等との連絡・調整事業
- (6) その他、目的達成に必要な事業

（ブロック保育協議会）

第7条 都道府県・指定都市保協および全保協との間の連絡調整を図るため、次のとおりブロックを定める。

- (1) 北海道・東北ブロック

2012年2月
2012年1月
2011年12月
2011年11月
2011年10月
2011年9月
2011年8月
2011年7月
2011年6月
2011年5月
2011年4月
2011年3月

RSS



くらし☆解説 「どう変わる？保育所の仕組み」

2014年01月24日(金)

藤野 優子 解説委員

くらし☆解説です。きょうのテーマは「どう変わる？保育所の仕組み」です。
2015年度から始まる予定の新しい保育制度。政府は、その概要を先週まとめました。藤野解説委員です。

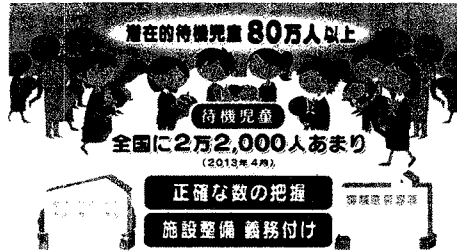


Q1 2015年度から保育制度が変わる予定なんですね。

A そう。この新しい制度は、消費税率が10%に上がった時の税収を7000億円つかってスタートする新しい子育て支援制度の柱となるもの。予定どおりだと、来年4月に入園する人たちから影響してくるが、まだ課題もあって、きょうはその点も含めて話をしたい。

Q2 そもそも、どうして、制度を見直すことになったのでしょうか？

A 保育を必要している人の数に、施設の整備が追いつかないという現状がある。

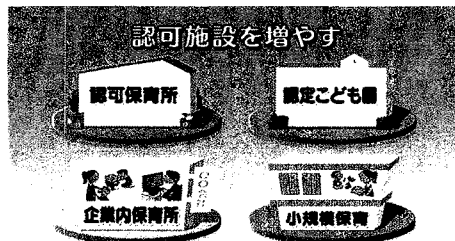


待機児童数は都市部を中心に全国に2万あまりと発表されているが、実は、待機児童の数え方というのは地域によってまちまち。共働きでないと生活できない世帯も増えて、潜在的な待機児童は80万人以上とも言われているのに、保育所の空きがなくて仕事を諦めた人などはカウントされていなくて、正確な数字は把握されていない。

それで、新しい制度では、国の統一の基準をつかって、地域ごとの潜在的な待機児童の正確な数を把握して、その数に応じた施設の整備を、各自体に義務付けることになった。

Q3 つまり、保育が必要な人がみな利用できるように、自治体に施設整備を急いでもらおうということですか？

A そういうこと。そして、施設整備を急ぐために、規制を緩和して、認可施設の種類や数も増やしていこうとしている。



どういう施設かという、これまでは認可保育所が中心だったが、加えて、幼稚園と保育所を一体化した認定こども園に移行する幼稚園も増やしていきたいとしている。

また、待機児童の多い0歳から2歳までの子どもを預かる小規模保育施設や企業内の保育所、これらの施設にも、国の財政的な補助を増やして、いろんな事業者に保育施設の運営に乗り出してもらおうという狙い。

Q4 でも、どうやって正確な待機児童の数を把握するのですか？

A 新たに「保育認定」を受けることになる。

Q5 保育認定って何ですか？

A 保育が必要な人みんなに、どのくらいの時間、保育所を利用できるかを認定する仕組み。介護保険に、要介護認定というものがあるが、それと同じような考え方。

Q6 それで、どうやって認定を受けるのか？



A 今、保育所(認可保育所など)を利用したい時には、市町村の窓口で申し込みをするが、その際に、この「保育認定」を受ける。

認定は2種類。

まず「標準時間」は11時間保育。多くは、朝から夕方までで、フルタイムで働く世帯を想定している。そして、もうひとつ、「短時間」は8時間保育。こちらは父親か母親のどちらかがパートで働いている世帯を想定している。保育所を利用したい人は、皆、勤務時間に応じて、どちらかの認定を受けることになる。

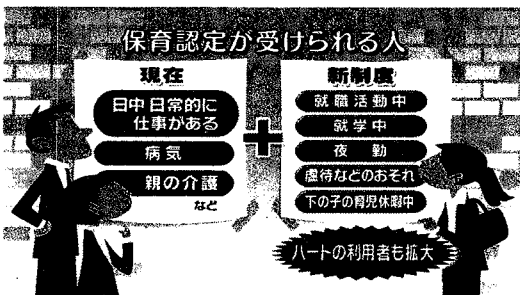
この認定の結果と、どこの保育所を利用したいかという親の希望を踏まえて、市町村がどこの保育所を利用してもらうかを調整する。

Q7 2種類の認定ができるなら、利用料もかわってくるのか？

A 変わる。今は、利用時間の違いで、料金に違いはなかったが、新しい制度では、短時間保育が標準時間よりも安い料金で設定される。具体的な金額は、市町村ごとに決められる。

それから、新制度になると、保育所の利用を認められる人、つまり保育認定を受ける人の範囲も広がる。

Q8 それは朗報ですね。



A これまでは、親が昼間日常的に働いている人や、病気の人、親の介護をしている人などに限られているところが多かったが、新しい制度では、これに加えて、就職活動中の人、大学に通学している人や職業訓練に通っている人、夜勤の人も対象になる。

Q9 夜勤の人でもありますか？

A そう。夜間の保育が必要な人がいれば、自治体は、施設の整備をしていくことになる。また、虐待の恐れがあるケースも受け入れる、下の子どもの育児休暇期間中も、上の子どもはこれまでと同じ保育所に継続して利用できるようにしていこうとしている。

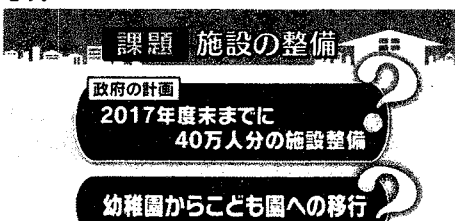
Q10 育児休暇中の利用は、今もできるところもありますよね。

A そういう地域もある。ただ、地域によってばらつきがあるので、統一しようということになった。

それから、新制度では、パートで働く人の利用も拡大していく。待機児童の多い地域では、フルタイムの人が優先されて、週2日、3日のパートで働く人などは認可保育所を利用しにくい状況だが、今後は、そうした人も利用できるように施設を増やしていこうとしている。

Q11 これまで良い話ばかりですが、これで、新しい制度になると、本当に保育所に入りやすくなるのでしょうか？

A 状況は改善されてくると思うが、制度スタート後すぐに、利用しやすい状況にはならないだろうと思う。

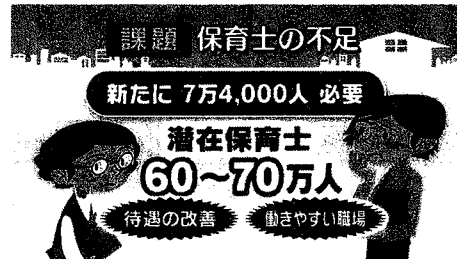


なぜかという、まず、施設整備。今、政府は、2017年度末までに40万人分の施設をつくらうとしているが、待機児童の多い自治体では施設を整備しても、それを上回るペースで申込者が増える状態が続いている。なので、新しい制度がスタートしてしばらくは、追いつかないかもしれない。

また、幼稚園からこども園にかわる施設が増えると、保育の受け皿もだいぶ増えてくると思うが、待機児童の多い都心部では、幼稚園の利用者も多く、こども園にかわる幼稚園は少ないのではないかと見られている。

Q12 保育士も足りないんじゃないですか？

A そう、これが一番のネック。



40万人分の施設を作るには、新たに7万4000人の保育士が必要だが、まだまだ追いついていない。その一方で、保育士資格を持っているのに保育士として働いていない潜在保育士が60~70万人いると言われていて、そうした人たちの力を集められるかに掛かっている。

Q13 資格があるのに、なぜ保育士として働かない人が多いのでしょうか。

A 保育士は女性が多いので、子育てや親の介護を抱えていて、勤務時間の長い保育士の仕事はできないという人や、低賃金で昇給が少ないために、将来も続けていける仕事ではないといって、辞めて他の仕事に就く人が多い。待遇を改善するための予算をもっと増やすことや、仕事と家庭の両立ができる、働きやすい職場に変えていく必要が出ている。

Q14 簡単に解決しそうではないですね。

A 消費税率が予定通り10%になるのかどうか、という問題も残ってはいるが、政府は、女性の活躍の場を増やして社会保障を支える力を強くしていこうとしている。そのためには、安心して子どもを預けられる保育所を増やしていくことが、どうしても欠かせない。国も自治体も総力を挙げてこの問題に取り組んでほしい。

[このページの先頭へ](#)



Copyright NHK(Japan Broadcasting Corporation) All rights reserved. 許可なく転載することを禁じます。
ご意見・お問い合わせ | NHKにおける個人情報保護について | NHK著作権保護 | NHKオンライン利用上の注意
このページは受信料で制作しています。

平成 26 年 3 月 28 日

各 位

神奈川県保健福祉局保健医療部健康増進課長

平成 25 年度版食育取組事例集の公表について（通知）

本県の食育行政の推進につきましては、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

このたび県内の食育に関する取組を「平成 25 年度版食育取組事例集」として取りまとめましたので、送付いたします。

なお、ホームページ「かながわの食育」において、公表しております。

○かながわの食育 — 食育取組事例集

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6848/p21714.html>

問い合わせ先

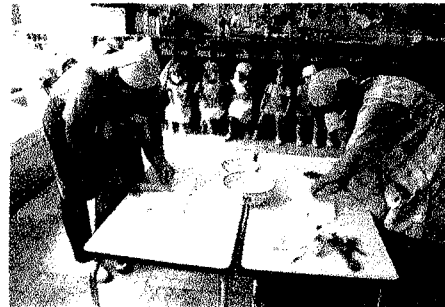
健康づくりグループ 吉田

電 話 045-210-1111 内線4782

電子メール yoshida.j7f@pref.kanagawa.jp

取組名**つぼみ保育園における食育の取組み****実施団体名****社会福祉法人唐池学園 つぼみ保育園****取組内容****1 自然の「だし」を味わう****実施日** 10月11日(金)**対象者** 4歳児**目的** 味覚を楽しむ

内容 昆布・かつおのだしを摂り、味噌汁で食べる
 昆布とかつおの原材料を見て、匂いをかぎ、食べる
 別々にだしを摂る
 匂い・味を体験する
 始まる前に水出ししたもの比べる
 大根を切り味噌汁にしてそれぞれ味わう
 ※煮干の出し後ふりかけにするなど利用している

**2 魚の解体****実施日** 11月8日(金)**対象者** 全園児**目的** ぶりの解体を体験し魚に興味を持ち楽しむ

内容 魚屋さんに協力をしてもらう(大小の魚を用意してくれる)
 園庭で魚屋さんのお話を聞く
 魚の大きさ、ぶりは名前が変わるなど話す
 生の魚を触る・解体した魚を見る、触るの体験
 心臓や血合いを触る
 切り身をアルミホイルで包み炭火で焼く
 頭・あら・骨についていた身もクラス毎に食べる
 年少児は厨房で照り焼きにする
 ※お魚が大好きになっている



3 地場産農家の方による野菜教室

実施日 ①6月28日(金) ②5月29日(水) ③12月17日(火)

対象者 3・4・5歳児

目的 野菜に興味を持つ

内容 保育園に野菜を納品しているTさんが野菜教室を開く

①つなちゃん畑でジャガイモ掘り

畑のいろいろな野菜を見る→野菜クイズ(ごぼう、ピーマン等)

子ども達とジャガイモ掘り体験・保育園でおやつで食べる

②野菜教室 トマトの栽培

野菜の花を写真などで見てクイズやお話を聞く

トマトの新種を頂き育て収穫する(ハート型のトマト等)

プランターを見ながら親子で収穫を待ち楽しむ

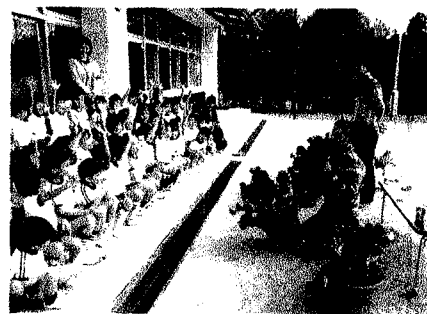
③季節のブロッコリーの栽培

人参・大根・ゴボウの絵本を通して話す

冬に強いブロッコリーの話して興味を持つ

子どものブロッコリーが次々に育つ、キューイと仲良し等

収穫して楽しむ



団体の紹介

創立 昭和42年5月

団体連絡先

住所 綾瀬市深谷中 5-20-48

電話 0467-78-0641 / ファクシミリ 0467-79-2908

子ども・子育て支援新制度に向けた要望

平成 26 年 2 月 4 日

保育三団体協議会

はじめに

この度、全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟からなる保育三団体協議会は、子ども・子育て支援新制度の本格実施に向けて、子どもの最善の利益を保障し、子育て家庭を支えるために、現時点で最重要と考えられる事項をとりまとめました。

新制度における下記事項の実現に向けては、何より消費増税による 0.7 兆円に、社会保障・税一体改革の確認書ならびに、子ども・子育て関連三法の参議院附帯決議に明示された 0.3 兆円をあわせた 1 兆円超の財源を早期に確保することが前提です。

〔公定価格の設定について〕

1. 公定価格は、より一層質の高い教育・保育が保障されるように設定された各種基準ならびに、保育の必要性認定で整理された時間・日数と整合された金額となることを求めます。併せて、すべての子どもたちに良質な教育・保育を保障する観点から、積み上げ方式を基本に各項目の積算根拠が明確に示されるべきです。施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、公定価格を設定することを求めます。

〔職員処遇の改善について〕

2. 民間の他職種と比較して、保育士の処遇は低い実態があります。子どもの安心・安全を担う保育士が安定的・継続的に働き、保育の質の向上に向けたキャリア・アップすることのできる仕組みを制度上に位置づけ、処遇の改善を実現できるようにする必要があります。

〔職員配置基準の改善について〕

3. 子ども・子育て関連三法の国会での附帯決議を踏まえて、3 歳児については「20 対 1 から 15 対 1」に改善をすると共に、その他の年齢区分においても優先順位を付けた段階的な見直しが早急になされるように求めます。なお、その際、上記の処遇改善策と併せて、新規資格取得者や潜在保育士の就業につながる、さらなる人材確保策が必要です。

[各種基準の向上について]

4. 特定教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業等の具体的な基準は、子どもの安全に配慮し、障害のある子どもの受け入れ・食育の推進・増加するアレルギー児への対応・研修体制の充実等、全体的な保育の質の向上につながる制度設計と、それを給付上で評価することが必要です。併せて、事務職員の必置等、体制の充実強化を図ることを求めます。

[施設整備について]

5. 保育環境を整備し、改善していくためには、国及び地方公共団体による現行水準の施設整備費補助の存続が必要条件です。新制度施行後も、現行の施設整備補助の仕組みを維持しながら、より一層、教育・保育の質の向上が図られるようにしていく必要があります。

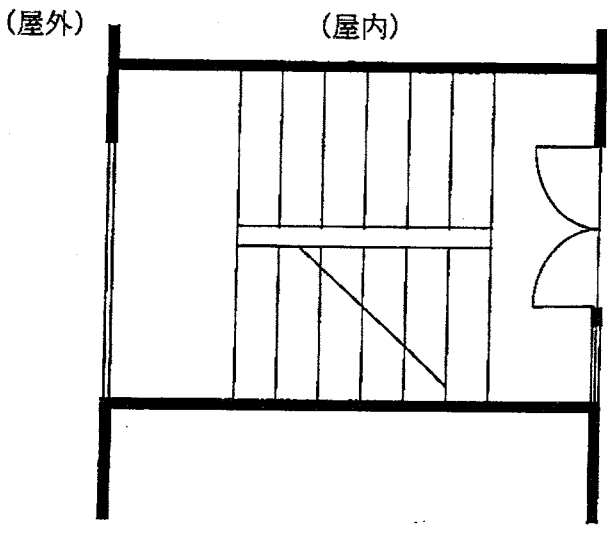
[公立保育所の財源について]

6. 平成 16 年度に公立保育所の一般財源化が行われました。新制度では施設種別共通の給付である「施設型給付」が創設されたことをふまえ、公私の教育・保育の質を一体的に整えるため、改めてこれに統合することを求めます。

避難階段等の構造の例
(平成14年改正時の資料)

資料 11

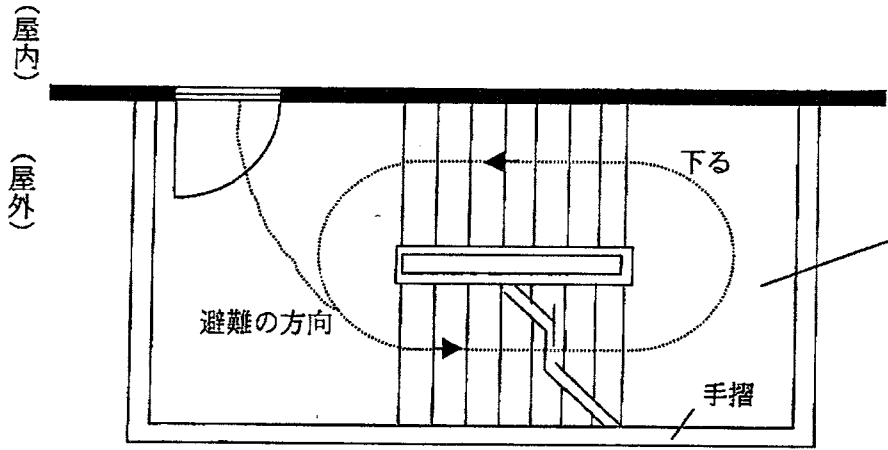
1. 屋内階段の構造の例



① 屋内階段としての規定は特にはない。ただし、他の規定により規制がかかる場合がある。
→建築確認が済んでいれば他の規定は満たしている。

図1 屋内階段の例

2. 屋外階段の構造の例



木造(準耐火構造で有効な防腐措置が高じられている場合は除く)以外の構造

図2 屋外階段の例

① 屋外階段は、木造(準耐火構造で有効な防腐措置を講じた場合は除く)としてはならない。
→提出された確認申請申請図書より階段の構造が木造以外であるか、または、防腐措置が施された準耐火構造であることを仕様書や認定書等で確認する。しかし、準耐火構造で有効な防腐措置が施された木造の階段は好ましくない。

3. 建築基準法施行令第123第3項各号に規定する構造の屋内階段の構造の例

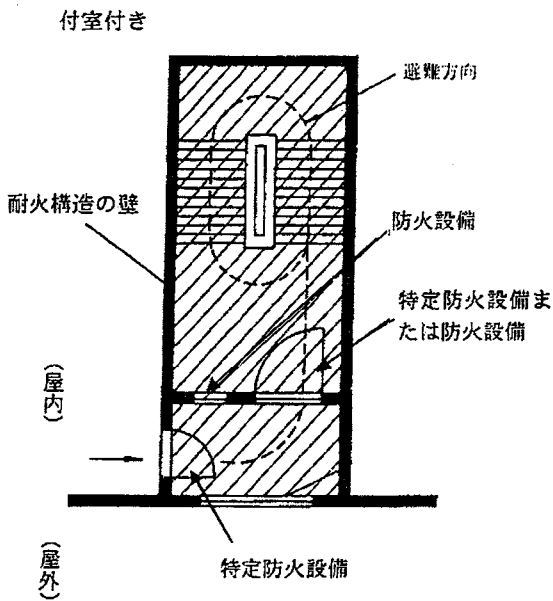


図3 付室を經由して階段室に入る場合の例1

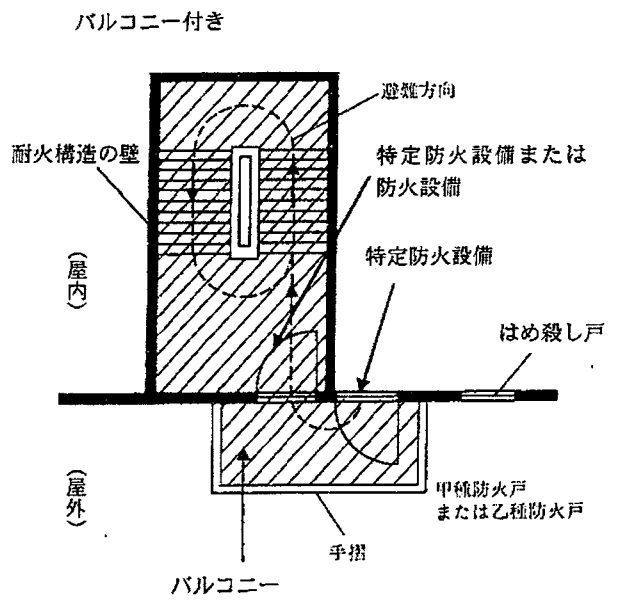


図5 バルコニーを經由して階段室に入る場合の例

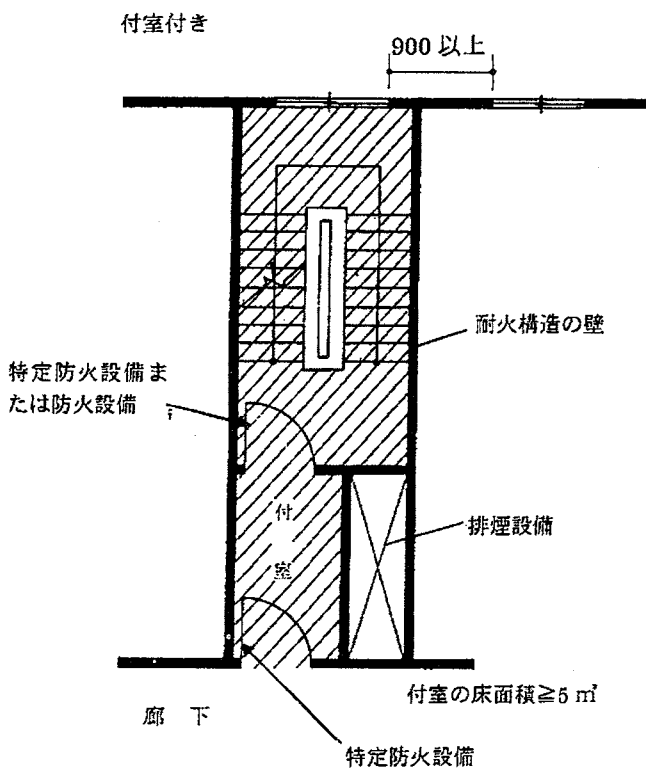


図4 付室を經由して階段室に入る場合の例2

特別避難階段に準じた屋内階段の諸条件

- ① 段室、バルコニー及び付室は、開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。
- ② 内からバルコニーまたは付室に通じる出入口には特定防火設備を設置し、バルコニーまたは付室から階段室に通じる出入口は防火設備を設けること。
- ③ 階段室及び付室の天井及び壁等で室内に面する部分は不燃材料で仕上げ、また、下地も不燃材料でつくること。

→上記の条件を満たしていることを平面図、仕様書等により確認する。

4. 待避上有効なバルコニーの構造の例

- ・外壁から待避上有効な部分まで2 m以下の場合

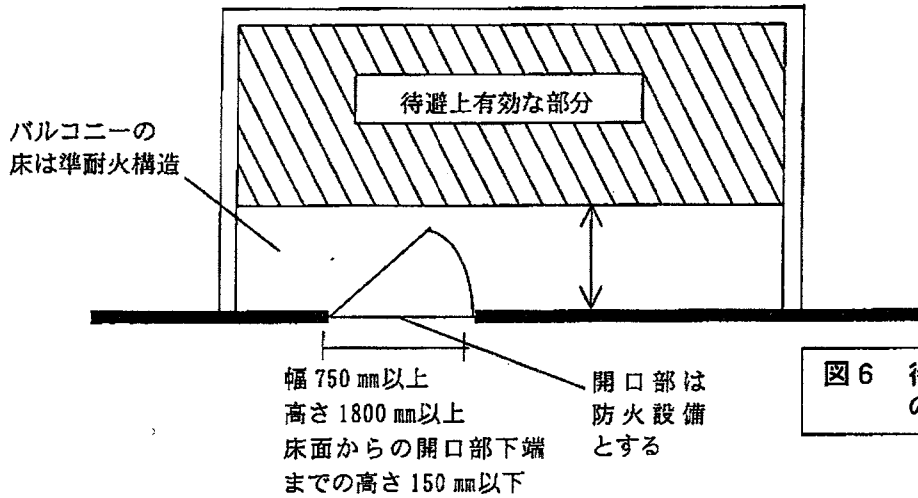


図6 待避上有効なバルコニーの例1

- ・外壁から待避上有効な部分まで2 mを越える場合

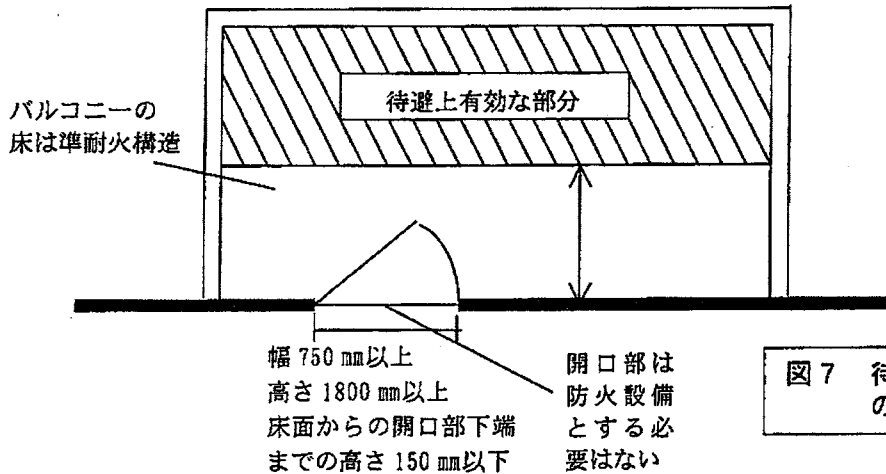


図7 待避上有効なバルコニーの例2

待避上有効なバルコニーの諸条件

- ① 待避上有効な部分の面積は2階にある保育室の延べ床面積の1/8以上あること。
- ② 待避上有効な部分から2 m以内の扉等の開口部は、防火設備とすること。
- ③ バルコニーの床は準耐火構造とすること。
- ④ 屋内からバルコニーに通じる出入り口の戸の幅は750 mm以上、高さは1800 mm以上、下端の床面からの高さは150 mm以下であること。
- ⑤ 外気に十分開放されていること。

→上記の条件を満たしていることを平面図、かなばかり図(断面図)、仕様書等により確認する。

5. 建築基準法第2条第7号の2に
規定する準耐火構造の屋外傾
斜路等の構造の例

例としては、建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路の一
例を示す。また、児童福祉施設設置最低基準第32条第8項に示されている「これ
に準ずる設備」として消防法施行令第25に規定される滑り台について例を示す。

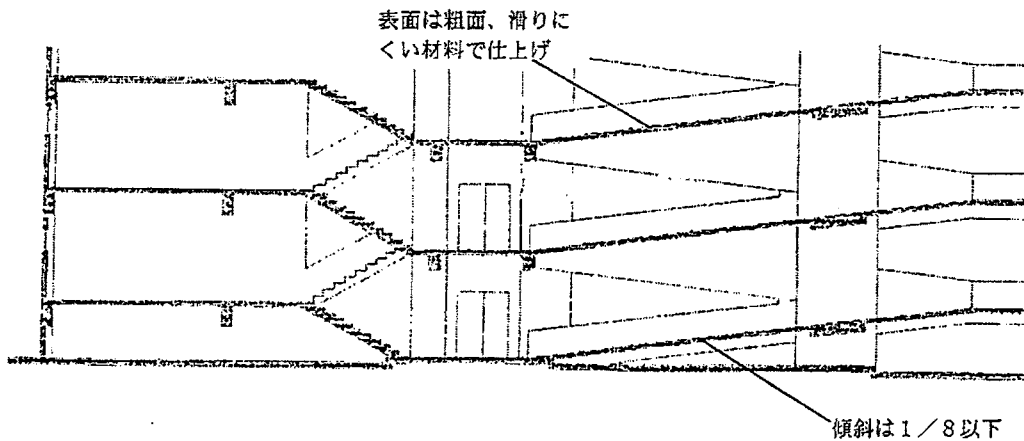


図8 傾斜路の例

- ① 傾斜路の構造は、保育室が2階に設置される場合は、準耐火構造とし、保育所が3階以上に設置される場合は耐火構造とする。
- ② 傾斜については、1/8を超えないこと。
- ③ 表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げたものとする。

→ 傾斜路の耐火性能については、提出された確認申請図書中の特記仕様書等より下記の参考にあげる何れかの構造となっていることを確認する。また、傾斜が1/8を超えていないことを確認する。

〈参考〉

- ・ 鉄造
- ・ 鉄筋コンクリート造
- ・ 鉄筋鉄骨コンクリート造
- ・ 鉄材補強入りの煉瓦造、石造またはコンクリートブロック造

「これに準ずる設備」として消防法施行令第 25 に規定される避難器具のうち該当する設備は滑り台である。滑り台について例を示す。

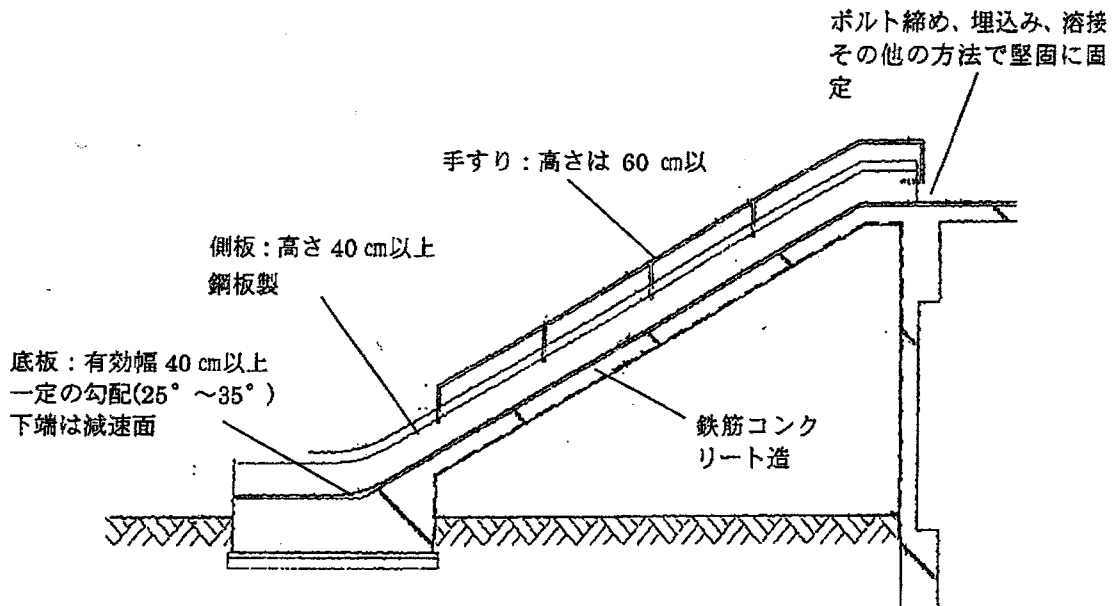


図 9 滑り台の例

- ① 滑り台は底板・側板・手すりその他のものより構成。
- ② ボルト締め・埋込み・溶接その他の方法で堅固に取り付けられていること。
- ③ 底板は一定の勾配で下端は減速面で構成。
- ④ 勾配は $25^{\circ} \sim 35^{\circ}$
- ⑤ 底板の有効幅は 40 cm 以上
- ⑥ 手すりの高さは 60 cm 以上、側板の高さは 40 cm 以上

→上記の条件を満たしていることを仕様書、平面図、詳細図等で確認する。

6. 建築基準法施行令第123条第1項各号
に規定する構造の屋内階段の構造例

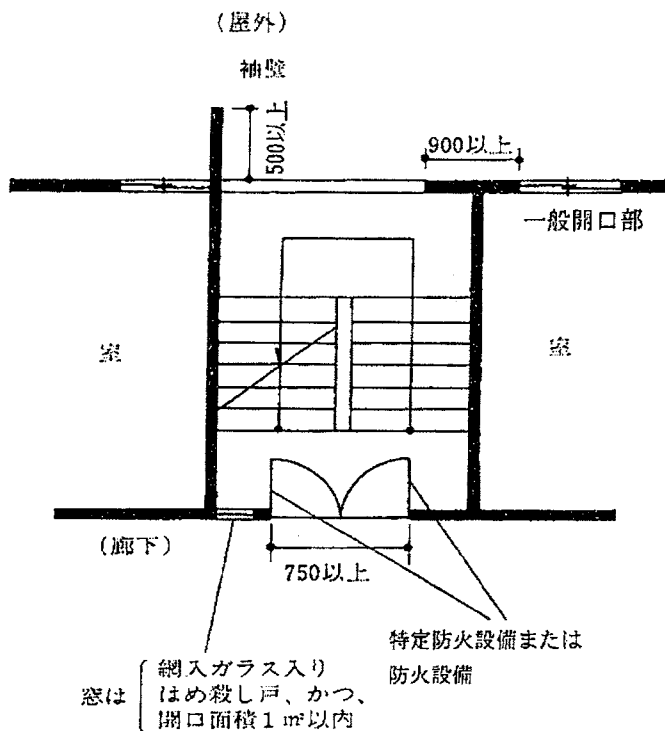


図10 屋内避難階段の例
(平面図)

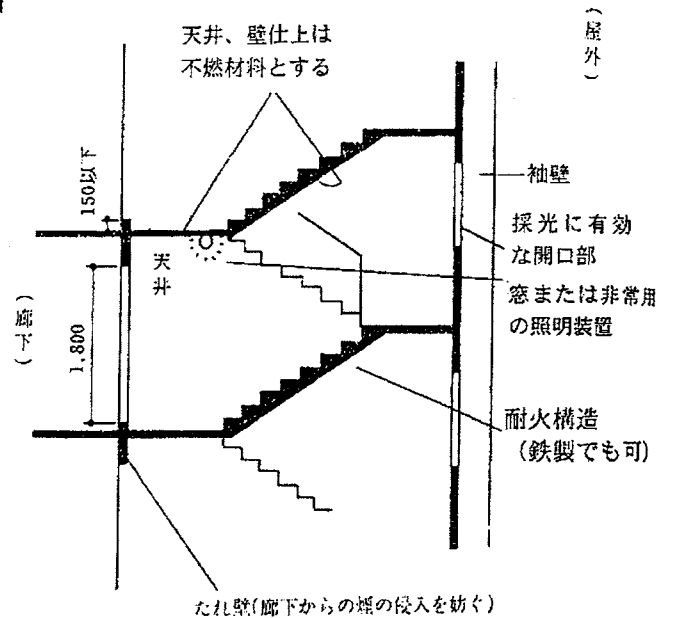


図11 屋内避難階段の例
(断面図)

屋内避難階段の諸条件

- ① 壁面の一般開口部（防火設備ではめごろし戸であるものを除く）は屋外階段の開口部より900mm以上離れた場所に設置されていること。
- ② 壁面の一般開口部（防火設備ではめごろし戸であるものを除く）が屋内階段の開口部より900mm未満である場合は500mm以上の袖壁等を設けること。
- ③ 階段室は開口部を除き耐火構造の壁で囲むこと。
- ④ 廊下と階段室の開口部は幅は750mm以上、高さは1800mm以上ある特定防火設備または防火設備とする。
- ⑤ 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合は、面積が各々1㎡以下であるはめごろし戸の防火設備とすること。
- ⑥ 階段は耐火構造（鉄製でも可）で直通階段であること。
- ⑦ 階段室の天井及び壁等で室内に面する部分は不燃材料で仕上げ、また、下地も不燃材料でつくること。
- ⑧ 階段室には窓その他の採光に有効な開口部を設けること。また、予備電源を有する照明設備を設けること。

→上記の条件を満たしていることを平面図、かなばかり図（断面図）、仕様書等により確認する。

7. 建築基準法施行令第123条第2項
各号に規定する構造の屋外階段の
構造の例

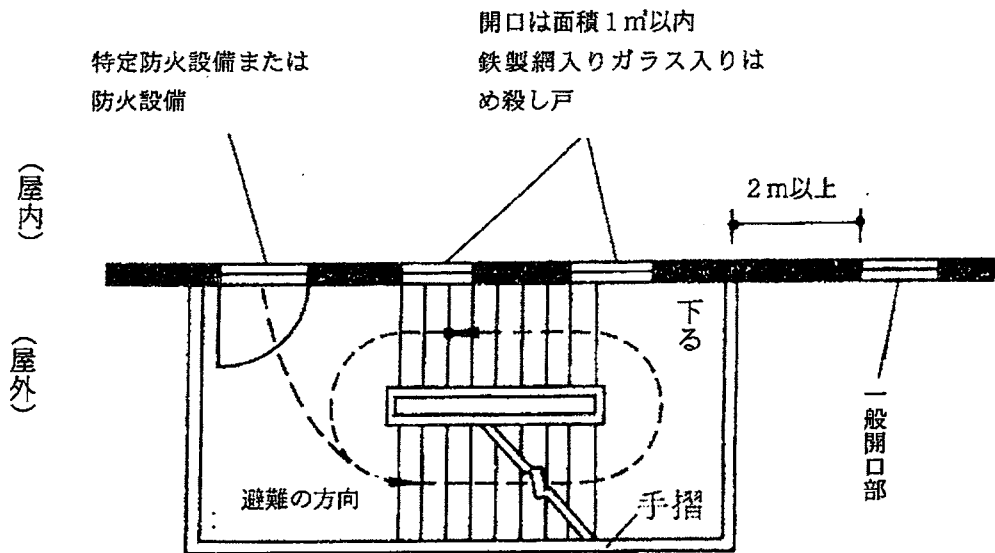


図 12 屋外避難階段の例

- 屋外避難階段の諸条件
- ① 壁面の一般開口部（防火設備ではめごろし戸であるものを除く）は屋外階段より2m以上離れた場所に設置されていること。
 - ② 内から階段室に通ずる出入口には特定防火設備または防火設備を設けること。
 - ③ 階段は耐火構造の直通階段であること。
- 上記の条件を満たしていることを平面図、仕様書等により確認する。

「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」取りまとめ (概要)

平成 26 年 3 月 31 日

1. はじめに（本検討会の趣旨・検討経過）

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」及び「規制改革実施計画」において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置要件（保育室が 4 階以上の場合）について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について」検討し結論を得ることとされたことを受け、雇用均等・児童家庭局保育課長が建築・消防に関する学識経験者等に参集を求め、検討を行った。

2. 保育所における階段設置要件の見直しについて

(1) 認可保育所の設備運営基準の見直しについて

認可保育所の設備運営基準の見直しについては、現行の設備運営基準において保育室等を 3 階に設置する場合に必要とされている、傾斜路等、特別避難階段に準じた屋内避難階段及び特別避難階段のうち、傾斜路等の「等」である「非常用滑り台」を除く傾斜路（スロープ）、特別避難階段に準じた屋内避難階段及び特別避難階段について、保育室等を 4 階以上に設置する場合にも認められるとされた。

ただし、4 階以上に保育室等を設置する場合の特別避難階段に準じた屋内避難階段については、特別避難階段と同様、一定の要件を満たした排煙設備を設けることとし、乳幼児等が安全に一時待避するために必要な広さの空間を確保することが必要とされた。

(2) 認可外保育施設指導監督基準の見直しについて

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年雇児発第 177 号）により行われているが、同基準の保育室を 4 階以上に設置する場合についても、認可保育所と同様、傾斜路、特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）又は特別避難階段を追加するのが適当とされた。

3. 保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項について

検討会においては、保育所を建物の高層階に設置する場合を想定し、4 階以上に設置する場合の避難用の施設又は設備について検討を行ったが、その際、階段というハード面だけでなく、保育所を高層階に設置する場合に事前に検討すべき事項についても、併せて検討を行い、取りまとめを行った。

今回の設備運営基準等の見直しに当たっては、今回取りまとめられた検討事項について、地方自治体や保育所関係者に周知し、認可の事務や日頃の指導監督、避難訓練、消火訓練の際に活用できるようにすべきである。

4. おわりに（今後の検討課題）

今回、基準の見直しの検討と併せて、保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項を取りまとめたが、あくまでも事前検討事項であり、より具体的なガイドラインのようなものがあることが望ましい。

現在、関連する学会等において研究が行われており、ガイドラインができれば、それを保育所等の現場で活用されるようにしていくことが必要である。

(参考1) 見直し案

※下線部を追加

階	区分	施設又は設備 (現行)	施設又は設備 (見直し案)
二階	常用	屋内階段 屋外階段	屋内階段 屋外階段
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー 屋外傾斜路等 屋外階段	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー 屋外傾斜路等 屋外階段
三階	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段
	避難用	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 屋外傾斜路等 屋外階段	特別避難階段に準じた屋内避難階段 又は特別避難階段 屋外傾斜路等 屋外階段
四階以上	常用	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段	屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段
	避難用	屋外避難階段	特別避難階段に準じた屋内避難階段 (排煙設備を有するもの) 又は特別 避難階段 屋外傾斜路 屋外避難階段

※ 認可保育所の設備運営基準においては、認可保育所において2階以上に保育室等を設ける場合、上記に掲げる施設又は設備について、常用及び避難用をそれぞれ一つずつ設けなければならないこととされている。

(参考2) 保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項

【保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項】

高層・複合ビルの場合、地上まで乳幼児を避難させることが困難な場合があり、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性もあることから、保育室の高層階への設置に当たっては、事前に以下の事項について検討を行うこと。

また、以下に掲げた事項のほか、保育室等を設置する建物の場所や他の入居者などといった当該建物の特性、保育室等を何階に設置するかなどを考慮して、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

1. 保育室を高層階に設置する場合の検討事項

- ① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できること。
※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することのできるような安全なスペースが考えられる。
- ② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくなど、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

- ① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。
- ② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

3. 災害への備えと避難訓練の実施

(1) 災害への備え

- ① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。
- ② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。
- ③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。
- ④ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の改正により、平成26

年4月1日から、保育所が入居する3階以上の建物で、その管理について権原が分かれているもののうち「建物全体の収容人員が30名以上となるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

(2) 避難訓練の実施

- ① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。

特に、早朝、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

- ② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

- ③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れておくこと。また、高層階で非常用エレベータが設置されている場合には、非常用エレベータによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

- ④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

- ⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認をしておくこと。

- ⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。

「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」取りまとめ

平成 26 年 3 月 31 日

1. はじめに（本検討会の趣旨・検討経過）

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置要件（保育室が4階以上の場合）について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」とされ、また、同日閣議決定された「規制改革実施計画」においても、同様の内容が決定された。

この検討会は、これらの閣議決定を受け、雇用均等・児童家庭局保育課長が建築・消防に関する学識経験者等に参集を求め、保育所における屋外階段設置要件の見直しについて、検討を行うこととしたものである。

平成 25 年 12 月 13 日に第 1 回検討会、平成 26 年 1 月 10 日に第 2 回検討会を開催し、建物の4階以上に認可保育所を設置する場合の避難用の階段の在り方について検討を行うとともに、4階以上に認可外保育施設を設置する場合の避難用の階段の在り方についても検討を行った。

また、建物の高層階に保育所を設置するに当たっては、低層階に設置する場合と比べて、高層ビルないしは複合ビルにあることにより、特有の留意すべき事項があることから、基準の見直しに併せて地方自治体や保育所に対して周知するため、「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」を取りまとめることとした。

2. 現行の保育所における階段設置要件について

(1) 現行規定

現行の認可保育所における避難階段の設置要件は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。)を踏まえて、各地方自治体の条例により定めることとされている。

設備運営基準においては、認可保育所において2階以上に保育室等(乳児室、はぶく室、保育室又は遊戯室をいう。以下同じ。)を設ける場合、以下に掲げる施設又は設備について、常用及び避難用をそれぞれ一つ以上設けなければならないこととされている。

常 用) 一階 避難用)	屋内階段 屋外階段 屋外階段 傾斜路等 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー
三階 避難用)	常 用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段 屋外階段 傾斜路等 特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段
四階 以上 避難用)	常 用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段 屋外避難階段 屋外避難階段

この中で、3階の「傾斜路等」については、設備運営基準においては、「建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備」と規定されており、「これに準ずる設備」とは、「非常用滑り台」とされている。

また、同じく3階の「特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段」については、設備運営基準においては、「建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすもの。）と規定されている。

(2) 現行規定の考え方

現行の設備運営基準については、平成 14 年に当時の「児童福祉施設最低基準」が見直された際に改正されているが、その改正理由は、次のとおりとされている。

○ 煙に汚染されにくい空間確保のため、現行（注 改正前）認められている屋外階段及び傾斜路（3階以上の場合は屋外避難階段）と同等と評価できるものとして、

- ・ 屋内と階段室との間に一定の付室等を有する屋内避難階段（注 特別避難階段に準じた屋内避難階段）、
- ・ 待避上有効なバルコニー

を追加する。

「屋内と階段室との間に一定の付室等を有する屋内避難階段」については、階段室前に室を設けて階段室への煙の侵入を少なくすることで、階段室の安全性を高めている。

一方、バルコニーは、一時的な待避が可能であり、かつ、消防隊による救助も期待できるものである。

- また、屋外階段について、現行（注 改正前）最低基準では3階に保育室等が設けられる場合は避難階段構造でなければならないが、3階の場合は耐火建築物であることを勘案し、避難階段構造であることを要しないこととする。なお、4階以上に保育室等を設ける場合には、屋上に屋外遊戯場がある場合は格別、一般に外出の利便を損なうことから、見直しの検討を行わなかった。

- また、2階と3階で、(イ) 欄（注 常用欄）に掲げる階段の種類が異なるが、3階の場合は、地上へ避難するまでの時間が2階の場合より長くなることに配慮するもの。

- なお、バルコニーは、建基法上は直通階段には該当しないので、保育室等から50m以内に直通階段を設ける必要がある。

3. 保育所における階段設置要件の見直しについて

(1) 認可保育所の設備運営基準の見直しについて

認可保育所の設備運営基準の見直しについては、前回の見直しの際の考え方を踏まえ、保育室等を4階以上に設置する場合には必要とされている避難用の「屋外避難階段」と同等の安全性を有するものとして、どのようなものが認められるかについて、検討を行った。

特に、現行の設備運営基準において保育室等を3階に設置する場合には必要とされている、①傾斜路等（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備（非常用滑り台））、②特別避難階段に準じた屋内避難階段（建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）及び③特別避難階段（建築基準法施行令第二百二十三条第三項各号に規定する構造の屋内階段）について、保育室等を4階以上に設置する場合にも認められるかについて、検討を行った。

(1) 検討会における主な意見について

認可保育所の設備運営基準の見直しに関しては、主に以下のような意見があった。

① 傾斜路等について

傾斜路（スロープ）については、火災時のバリアフリーの観点から推奨されていたり、高齢者福祉施設において、避難用にバルコニーや傾斜路を使用することが推奨されたりしているものがある。

一方で、傾斜路等の「等」である「非常用滑り台」については、物理的には安全に下りられるようなものになったという点としても、子ども達が恐怖心を感じずに安全に避難できるのかといった観点で問題があり、また、滑り台は、誰かが常についていないといけないし、一人が滑り終わるまで待つといけないといけないため、時間が3～4倍かかり、特に高層階においてはあまり現実的ではない。

② 特別避難階段に準じた屋内避難階段について

特別避難階段に準じた屋内避難階段については、階段室の前に付室等があるため、少なくとも階段の直前に安全な区画があるということになるが、一方で、現行の保育室等を3階に設ける場合の「特別避難階段に準じた屋内避難階段」の規定では、排煙設備を設けることにはなっていない。

乳幼児が安全に一時待避していられる場所を確保することが非常に重要であるため、4階以上に保育室等を設置する場合の「特別避難階段に準じた屋内避難階段」については、前室を確保して安全性を確保するとともに、排煙設備を設けることが必要と考えられる。

その際の排煙設備については、必ずしも当該階段に専用のものである必要はなく、既存の建物の階段に前室を設け、一定の要件を満たした排煙設備が設置されていれば良いと考えられる。

また、防煙の観点からは、例えば加圧して階段室への煙の侵入を防ぐタイプのものも認められる。その場合、圧力調整ダンパー等で一定の範囲に収めることはできるものの、子どもが扉を開けられなかったり、大人でも「開けられない」と思って混乱してしまったりする可能性があることに留意する必要がある。

なお、特別避難階段に準じた屋内避難階段について、特別避難階段に「準じたもの」にしなければならないのは、乳幼児が安全に一時待避するために必要な広さの空間を作るためであり、また、煙が階段室に入っていないような構造にするためである、ということが分かるようにする必要がある。

③ 特別避難階段について

特別避難階段については、一般的には屋外避難階段よりも安全性が高く、煙の侵入を防止でき、屋外避難階段と比べて、状況によっては煙に対する安全性は高いと考えられることから、4階以上に保育室等を設置する場合にも認められると考えられる。その際も、②の特別避難階段に準じた屋内避難階段と同様、設置された排煙設備が有効に機能し、階段室前の付室等に乳幼児が安全に一時待避できる十分な広さがあり、またそのことが保育士等に周知

されていることが求められる。

④ その他、屋外階段等について

イ 屋外避難階段について

現行4階以上に保育室等を設置する場合に認められている屋外避難階段については、煙がすぐに排出されるため、階段の中が煙に侵されることがなく、また、外からどういいう状況かが分かりやすく、消防の対応がしやすいという利点があるが、一方で、屋外避難階段は、出火場所によっては煙や風、雨、雪などの影響を受けたり、子ども達が恐怖心を覚えたりする場合があります。避難の際に有効に活用されない可能性もある。

このため、高層の場合でも、同等の安全を確保できる手立てがあれば、必ずしも屋外避難階段である必要はないと考えられる。

ロ 避難階段の構造が必要とされる階について

避難階段の構造については、他の階から出火した場合を想定すると、現行の3階に保育室等を設置する場合の特別避難階段に準じた屋内避難階段や特別避難階段の規定と同様に、保育室等のある階までを当該避難階段の構造とすることで、同等の安全が確保されると考えられる。

ハ 保育所を高層階に設置することについて

保育所を高層階に設置することに関しては、安易に高層階に設置するようなことは避けるべきである。これは、乳幼児は自力避難が不可能であったり、移動する力が弱かったりするため、特に高層階においては避難時に困難を伴う可能性が高いためである。これまでは、4階以上に保育室等を設置する場合には、屋外避難階段が必要であるため、図らずも高層階への設置が抑制されてきた部分がある。基準の見直しに当たっても、それを踏襲するような階段を必要とすべきで、やむを得ず4階以上に保育所を設置するのであれば、それなりの施設又は設備が必要ということが伝わるような基準にすべきと考えられる。

(2) 見直しの方向性について

上記の意見を踏まえ、認可保育所において4階以上に保育室等を設置する場合の基準としては、以下のものが考えられる。

① 傾斜路

傾斜路については4階以上に保育室等を設置する場合にも認められるが、「等」である「非常用滑り台」については、子ども達が安全に避難できるかどうかという点や、避難に時間がかかるという点から、4階以上には認めるのは適当ではない。

② 特別避難階段に準じた屋内避難階段

特別避難階段に準じた屋内避難階段については、現行の設備運営基準にお

ける保育室等を3階に設ける場合の基準においては排煙設備を設けることまでは求められていないが、乳幼児が安全に一時待避していただける場所を確保するため、何らかの形で排煙設備を設け、必要な広さの空間を確保することが必要である。

その際、当該排煙設備については、建築基準法施行令第123条第3項第1号の「国土交通大臣が定めた構造方法」に適合するもの等が考えられるが、当該避難階段専用である必要はない。

③ 特別避難階段

特別避難階段については、4階以上に保育室等を設置する場合にも認められる。なお、特別避難階段の階段室前に設置された付室等を一時避難場所として利用することを考慮したものとする必要はある。

(2) 認可外保育施設指導監督基準の見直しについて

認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(平成13年雇児発第177号)により行われている。

同通知の(別添)認可外保育施設指導監督基準において、保育室を2階以上に設ける場合の条件は、以下のとおりとなっている。

二階	常用) 屋内階段 屋外階段 避難用) 屋外階段 傾斜路等 屋内避難階段又は特別避難階段 待避上有効なバルコニー
三階	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外階段 避難用) 屋外階段 傾斜路等
四階以上	常用) 屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段 避難用) 屋外避難階段

認可外保育施設指導監督基準において、保育室を4階以上に設置する場合については、現行の認可保育所の設備運営基準と同様、避難用としては屋外避難階段しか認められていない。

認可保育所における検討結果を踏まえ、認可外保育施設指導監督基準についても、認可保育所と同様、①傾斜路、②特別避難階段に準じた屋内避難階

段（排煙設備を有するもの）及び③特別避難階段を追加するのが適当と考えられる。

なお、検討会においては、「安全性の問題は認可・認可外を問わず担保すべきであり、指導監督基準の2階及び3階の基準についても、認可保育所の基準と同等にすべき」との意見もあったが、認可外保育施設指導監督基準は、現行でも建築基準法より上乘せされた基準であること、また、劣悪な認可外保育施設を排除するためのものであり、当該基準に適合する認可外保育施設であっても保育所の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことが望ましいとされていることから、現行どおりとする。

4. 保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項について
 検討会においては、保育所を建築物の高層階に設置する場合を想定し、4階以上に設置する場合の避難用の施設又は設備について検討を行った。その際、ハード面の検討だけでなく、保育所を高層階に設置する場合に検討すべき事項についても、併せて検討を行った。

今回の設備運営基準等の見直しに当たっては、以下に示すような検討事項について、地方自治体や保育所関係者に周知し、認可の事務や日頃の指導監督、避難訓練、消火訓練の際に活用できるようにすべきである。

【保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項】

高層・複合ビルの場合、地上まで乳幼児を避難させることが困難な場合があり、階段室等において他の入居者と合流し、迅速な避難が妨げられる可能性もあることから、保育所の高層階への設置に当たっては、事前に以下の事項について検討を行うこと。

また、以下に掲げた事項のほか、保育室等を設置する建築物の場所や他の入居者などといった当該建築物の特性、保育室等を何階に設置するかなどを考慮して、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるよう検討を行うこと。

1. 保育所を高層階に設置する場合の検討事項

① 当該建物内において乳幼児や避難誘導のための保育士等が安全に待避し、外部からの救助を待つことができる広さのスペースが確保できると。

※ 外部からの救助を待つことができるスペースとしては、避難階段前の付室や、区画された部屋、保育室とは別の階の外気に接することができるような安全なスペースが考えられる。

② 複合ビルの場合には他の入居者と別の階段が使えるようにしておくこと。

と、乳幼児が安全に避難できる階段を事前に確認しておくこと。

2. 階段等の設置に関する検討事項

① 乳幼児が安全かつ円滑に降りることができるよう、階段室の手すりの高さや大きさ、階段の蹴上げの高さ等に留意するとともに、乳幼児が恐怖心を覚えないよう、下が見えないよう素通し防止を図ることが望ましいこと。

② 保育室等を4階以上に設置する場合における特別避難階段及び特別避難階段に準じた屋内避難階段については、バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて屋内と階段室とを連絡するとともに、バルコニー及び付室については乳幼児が安全に一定時間待避できるよう十分な広さを確保することが必要であること。

3. 災害への備えと避難訓練の実施

(1) 災害への備え

① 火災や地震等の災害発生に備え、消防計画を策定し、消防署に届け出るとともに、避難・消火訓練の実施、職員の役割分担の確認、緊急時の対応等について、マニュアルを作成し、その周知を図ること。

② 災害時には通常と異なる経路を使って避難する可能性もあることから、最終避難場所や子どもの保護者への引き渡し場所をあらかじめ決めておき、保護者への周知を図ること。

③ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）においては、避難・消火訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならないとされており、各地方自治体の条例に基づき、定期的に避難及び消火に対する訓練を確実に実施すること。

④ 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の改正により、平成26年4月1日から、保育所が入居する3階以上の建物で、その管理について権原が分かれているものうち「建物全体の収容人員が30名以上なるもの」は、建物全体の防火管理業務を統括する「統括防火管理者の選任・届出」や「建物全体の消防計画の作成」の義務化など、防火管理体制が強化されることとなっていることから、建物全体の防火管理体制の構築に積極的に参加する必要があること。

(2) 避難訓練の実施

① 避難・消火訓練計画を策定するに当たっては、実際に火災や地震等が発生した場合を想定するとともに、実際の保育士人数や保育所の設置階を踏まえた、実用性の高いものとする。

特に、早期、夜間やお昼寝の時間など、人員体制が手薄であったり、避難に時間がかかったりする時間帯に火災や地震等が発生した場合も想定すること。

また、通常、保育所においてはクラス別（日常的に保育を行っている単位別）に保育士等が介助し、避難誘導を行い、避難中の人数確認も必要であるため、その分避難時間が長くなることにも留意すること。

② 避難訓練を実施する際には、園児及び保育士等が実際に避難に利用するルートを使うとともに、人員体制が手薄な場合や避難に時間がかかる場合を想定して訓練を行うこと。

また、消防署や近隣の地域住民、同じビルの他の入居者、家庭と連携した訓練も行うこと。

※ 円滑な避難のためには、近隣の地域住民や同じビルの他の入居者と乳幼児が日頃から顔見知りになっておくことも重要。

③ 避難経路については、乳幼児が慣れている日常動線による避難が望ましいが、非常用階段の利用についても日頃の訓練等を通じて慣れさせておくこと。また、高層階で非常用エレベーターが設置されている場合には、非常用エレベーターによる消防隊の救助を考慮に入れた避難計画の検討も考えられること。

④ 外部からの救助を待つことができるスペースについて、当該スペースへの待避を想定した避難・消火訓練を実施しておくこと。また、当該スペースについて、乳幼児が安全に待避できるように日頃から管理しておくこと。

⑤ 階段室に排煙設備を設置する場合には、訓練の際に当該排煙設備を動かすなど、非常時に使用する設備や器具について、日頃の訓練において有効に機能するか確認しておくこと。

⑥ 階段室の手前で乳幼児が滞留してしまわないよう、円滑な避難ができるようにすること。

※ 例えば、年齢の高い乳幼児から避難させるなど、避難の順番を工夫することも考えられる。

5. おわりに（今後の検討課題）

この検討会においては、現行の設備運営基準において、4階以上に保育室等を設置する際に必要とされる屋外避難階段と同等の安全性を有する施設又は設備について、検討を行った。

検討結果については上記のとおりであるが、そもそも高層階に保育室等を設置することについて、現状では既存の建物の4階以上に屋外避難階段を設置することが難しいために、結果として高層階に保育室等が設置しづらい状況とな

っているが、基準を見直すことによって、高層階に保育室等が設置されるケースが増える可能性がある。このため、高層階からの避難を考慮して、保育室等がどこにあって子どもたちの安全が確保されるような対策が求められる。

今回、基準の見直しの検討と併せて、保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項を取りまとめたが、あくまでも検討すべきと考えられる事項を列挙したものであり、保育室等を高層階に設置した場合の乳幼児の避難の在り方等については、より具体的なガイドラインのようなものがあることが望ましい。

現在、関連する学会等において、①高層建築物に存する保育施設の避難安全の問題点の整理、②保育施設における避難訓練調査を踏まえ、③高層保育施設における避難安全計画の提案等が行われており、これらを踏まえ、保育施設における避難計画に関する指針（ガイドライン）ができれば、それを保育所等の現場で活用されるようにしていくことが必要である。

「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」開催要綱

「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」メンバー

1. 目的

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）において、認可保育所の設置基準における避難用の屋外階段設置要件（保育室が4階以上の場合）について、「同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し、結論を得る」とこととされ、同日閣議決定された「規制改革実施計画」においても、同様の記載がされている。
このため、雇用均等・児童家庭局保育課長が建築・消防に関する学識経験者等に参集を求め、保育所における屋外階段設置要件の見直しについて、検討を行うこととする。

2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選により定める。

3. 検討事項

保育所における屋外階段設置要件の見直し

4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局保育課長と協議の上、定める。

【メンバー】

佐野 友紀	早稲田大学人間科学学術院 准教授
高橋 敏	社会福祉法人至誠学舎立川 至誠第二保育園 顧問 同法人保育事業本部事務局長、至誠保育総合研究所長

◎ 萩原 一郎 独立行政法人建築研究所 防火研究グループ長

古川 容子	一般財団法人日本建築センター 評定部設備防災課 課長代理
-------	---------------------------------

町田 直樹	東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課 保育計画係長
-------	--------------------------------

山田 常圭	消防庁消防研究センター 技術研究部長
-------	--------------------

◎は座長

【オナザーバー】

野原 邦治	国土交通省住宅局建築指導課課長補佐
-------	-------------------

守谷 謙一	総務省消防庁予防課設備専門官
-------	----------------

(五十音順・敬称略)

(参考2)

「保育所における屋外階段設置要件に関する検討会」
開催経過

第1回(平成25年12月13日(金)15:00~17:00)

- (1) 座長の選出について
- (2) 保育所における屋外階段設置要件について

第2回(平成26年1月10日(金)16:00~17:45)

- (1) 保育所における屋外階段設置要件(見直し案)について
- (2) 保育室等を高層階に設置するに当たって留意すべき事項(案)について
- (3) その他